

歴史的な集落・町並みにおける「修景」に関する研究

A Study on “Shukei” Principles for Infill Construction in Historic Towns and Landscapes

木村 勉
KIMURA Tsutomu

キーワード：修景、重要伝統的建造物群保存地区、町並み、修理

Keywords : Shukei (Harmonizing building design with the historic landscape), Important preservation district for a group of historic buildings, historic streetscape and landscape, architectural restoration

This paper focuses on “Shukei” principles for infill construction in Japan’s historic towns and landscapes aimed at preservation of their cultural authenticity. This year, field surveys and interviews were executed in such cities as Kawagoe, Sawara, Kanazawa, and Kiso Hirasawa. Kiryu was chosen as the site of a case study for seeking ideal Shukei methods.



桐生市本町三丁目あたりから一・二丁目を望む
手前三丁目は商家の町家が連なるが、二丁目、一丁目には工場などが散在し、家並は一変する。(大正期頃 桐生市伝建推進室提供)



天満宮上空から本町一丁目、二丁目を望む
中央の本町通りを軸に、左右の通りまでが本町。天正期の町立てによる地割りが留められている。(平成10年代 桐生市伝建推進室提供)

はじめに

本研究は、平成22年度から科学研究費補助金の採択を受けて実施している研究「基盤研究(A) 歴史地区の修景に関する国際共同研究—文化財としての真正性に基づく修景理念と手法^(注1)」に連携し、同年から一連の研究として長岡造形大学特別研究費の助成を得ておこなっているものである。

本稿では、研究の趣旨と今年度の研究の概要を記すものとし、以下の構成によって述べる。

- 1 研究の目的・期待される効果
- 2 研究の実施計画
- 3 平成22年度の調査活動
- 4 今年度の事例研究：桐生市本町の「修景」の検討
- 5 今年度の成果の概要：各地区の調査と事例研究

1 研究の目的・期待される効果

国が選定することによる歴史的な集落・町並みの景観保存として始まった「重要伝統的建造物群保存地区(以下「伝建地区」と省略)」の保存・整備は、歴史的価値のある建造物や環境物件を保存するとともに、景観を阻害すると見なされる建造物や空地について、歴史的建造物の意匠・構造などを引用した建造物への改修または建替えを進め、これを「修景」と呼んで景観全体の調和を図ってきた^(注2)。

しかし近年、それらは、その発展の歴史が重層的に保たれている文化遺産であるとの認識が高まり、これまでの、その場所の歴史性とは無関係に特定の時代にさかのぼった姿を求めようとする一様な「修景」を見直す動きも見られる^(注3)。

今回の一連の研究は、このような状況認識のもとに、わが国の歴史的な集落・町並みにおける文化遺産としての真正性にもとづく修景の理念を考察し、その具体的な手法を研究して指針案を示そうとするものである。歴史的建造物の保存を教育する場をもつ本学ならではの実践的研究となり、本学の特色の一例を内外に示すとともに、学生の学習効果を高めるものとなる。また、その成果は文化財保存分野の発展に寄与するものである。

2 研究の実施計画

一連の研究のうち本研究では、「修景」に関する国内の資料を収集するとともに、各地の伝建地区から研究対象となる地区及び物件を実地にて調査し、地元市町村をはじめとする文化財行政関係者、関連する分野の研究者、保存活動に関わる市民及び建築関係者などの意見交換を積極的におこなうものとした。

対象とする地区としては、街路沿いの家々のみではなく、街区単位でさまざまな時代の伝統建築が残されたうえ、今日でもそこで活発に生活が営まれている、まちの発展が重層的に保たれた都市を主として取り上げる。それらは、新たに伝建地区の選定を受けうる町並みの今後の傾向のひとつと考えられる^(注4)。それらの地区の特徴のひとつとして、近年に建てられた現代建築も比較的多く存在し、それらが修景の対象になる可能性もっていることが挙げられる。

平成22年度の取り組みは、平成17年以来、当研究室で町並み調査に関わっている、伝建地区の選定をめざす群馬県桐生市本町一・二丁目^(注5)をひとつの試みとして事例研究対象とし、同地区を保存するにあたってこれから必要とされる可能性のある「修景」について検討した。

3 平成22年度の調査活動

対象として現地調査した伝建地区は、川越市川越、香取市佐原、塩尻市木曾平沢、高岡市山脇筋、金沢市東山ひがし・主計町な

どである。その他参考として、川越市では仲町一帯、塩尻市では奈良井宿、高岡市では金屋町、金沢市では新堅町なども合わせて見学した。

現地では、町並み保存や景観整備のための条例、地区を保存する基本方針が示された「保存計画」、それにもとづいた伝統的建造物の「修理基準」と修景対象建造物の「修景基準」、その他事業のデータなどの提供を受けた。そして、それらにもとづく修景の実態について、行政担当から修景された個別例を前にして説明を受け、さらに一部は個別例を訪問し、所有者、修景に関する工事の設計者、施工者などから聞き取りをおこなった。

以上により、各地区の「特定物件(伝統的建造物)」と「非特定物件(修景対象物)」の割合と分布、それぞれの年度ごとの事業の推移、修景の表現方法の特徴、選定を受ける以前と以後の修景の方針の相違などを整理して分析するとともに、行政と所有者やその他関係者への関与のしかたや程度、修景に対する各関係者の意識や捉え方、修景デザインの考え方、それぞれの地区のもつ課題などを探った。

4 今年度の事例研究：桐生市本町の「修景」の検討

修景を検討する事例として取り上げた桐生市本町一・二丁目には、かつて江戸期から桐生新町と呼ばれた地域にある。桐生新町は16世紀末、新たに遷座された天満宮を基点に、北から南へ一丁目から六丁目まで一直線の通りが開かれ、その両側に屋敷地が配られてまちが形成された。その地割りを基盤として、桐生新町は江戸期を通じ、繭や生糸、織物の取引の場として発展し継承された。そして近代を迎え、いち早く先端技術を取り入れてさらに隆盛をきわめ、我が国有数の織物産業のまちとなった。その繁栄は昭和40年代の全国的な織物産業衰退まで続いたのである^(注6)。

とくに一・二丁目は、昭和中期に三丁目から南で先行した再開発にともなう道路幅がまだ及ばず、地割りや通りの家並がその後も緩やかに変化を続け、近世から近代に続いた産業都市としてのまちの姿を、そのたたずまいに留めている。一連の施設が通りから奥まで続く、機屋や広大な大店の屋敷ばかりで

なく、大小の店舗、横丁や小路に面して並ぶ住宅地などにも、歴史的な環境が継承されている。

まちの建築の特色と保存計画の検討 桐生市本町一・二丁目(以下、必要に応じて「桐生」と省略)地区は、先般の伝統的建造物群保存対策調査でおこなわれた調査により、敷地と建物構成、建築の平面構成などから建築の特徴が詳細に類型化された^(注7)。しかし、年代的な変遷やまちの発展にともなう変化をとらえての建築体系化は、規模、質、生業による違いなどの多様さからみて、现阶段では困難な状況にある。それは、織物産業で発展することによって繰り返されてきた盛衰を乗り越え、さらに昭和中期の高度経済成長を受け入れて今日に至ったまちの多彩さを物語るものであると思われ、それこそがこの地区の特徴とも言える。この状況は、この地区が最も隆盛をきわめたとされる大正・昭和初期において、すでに見られている^(注8)。

各々の年代のそれぞれの社会におけるさまざまな暮らしを示す建物が混在することにより、まちは今も生きて豊かな表情を見せる。

一般に、伝建地区の選定を国から受けるためには、その地区を保存するための基本方針となる「保存計画」が求められる。文化遺産として保存される地区が、その歴史的な価値となるまちの特徴を失うことのないよう、まちを構成する建造物などのまもり方を明確に示しておくものである。

桐生の場合、「保存計画」にまず掲げるべき基本方針は、先に述べたような都市の特色をよく把握し、歴史ある環境全体を保持とともに、さまざまなタイプ、それぞれの年代の多様な建造物がまちの構成要素として存続できる状況を維持することが最も重要と思われる。これを「保存計画」における建造物に関する根幹をなす基本方針として掲げておくことを望みたい。

「修理」と「修景」 このような基本方針をもつ「保存計画」にそって伝統建築の「修理」のあり方を考えるとすると、個々の建造物に見出される価値の判断によって特定の年代への復原を考える場合もあろうが、一方では、現状を維持したり、改修を加えつつ現状を引き継いだりする姿も重視されるべきである。むろん、それぞれに歴史や建築に関する調査を十分におこない、

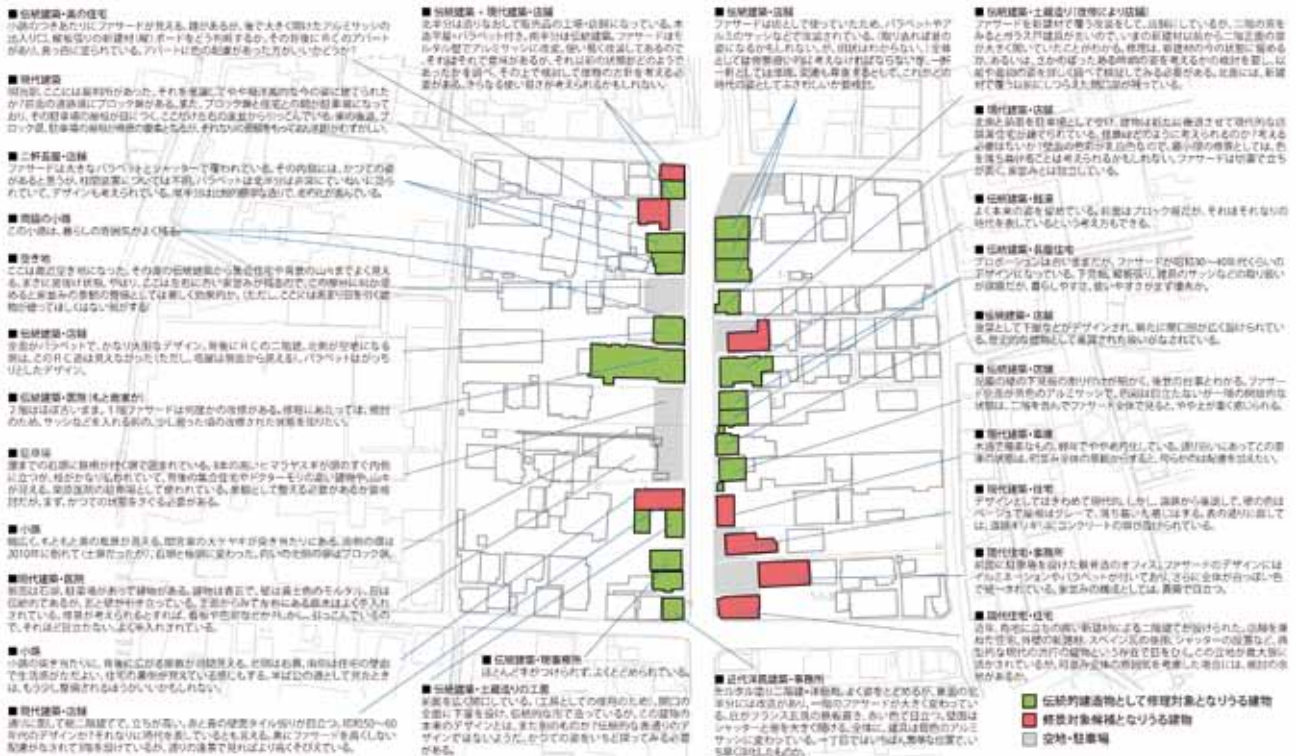


指定物件・特定物件(伝統的建造物)・その他(修景対象物件)の分布
指定物件と特定物件は、二か所に集中。実際の町並みは、修景対象物件がかなりの割合を占める。



同左の修理(指定・特定)と修景(その他の建物)の進展状況
修景は、伝建地区選定にかかる前に、中心に近い部分で先におこなわれた。敷地の奥にある建物には修景の手が入っていないものが多い。

重要伝統的建造物群保存地区「川越市川越」の修景の状況



桐生市本町通りの家並みにおける、修景対象候補となる物件の修景に関する個別の検討例

家々で状況はすべて異なり、それぞれに課題をもっている。修景は、個々の家の状況・条件に応じ、修景そのものをすべきかどうかも含め、きめ細かく検討されるべき状態となっている。特定物件（伝統的建造物）の修理も同様である。

建築の価値をどこに置くかを検討したうえで、創建以来の歴史を経て、現在からさらに未来に生き続けようとする建築の姿をも、評価の対象として組み込んでおく必要がある。そのうえで、建物がおかれた環境、今後の使い方、家人の暮らし方などを十分に考慮した方針や方法が望まれる。

「修景」についても、この「修理」の取り組み方を受ければ、一律の姿を生み出しやすい特定の形状を例として掲げた基準を示すことには慎重にならざるをえない^(注9)。特定の年代に建てられた建築を模した新築や、特定の伝統的なディテールの部分的引用など、細かく細部を指し示す手法は避け、最低限に守るべき事項のみを明確に記し、その他は個別に検討できる余地のある基準の表現がふさわしいと考える。

とくにこの桐生のまちでは、伝統建築として扱わない修景の対象となる建物は、強い主張によって周辺に並ぶ伝統建築の存在感を脅かすような危険さえ回避されるならば、どのような意匠や構造であっても、そこに共存しても大きな支障にはならないように思われる。

また、表通りには市民の暮らしを支える小店舗が点在し、通りから一歩入れば閑静な住宅街が広がる現況を考慮すれば、その地の風土に適した造りをもち、市民生活の暮らしに無理のない、実用性の高い現代的な機能を外観に取り込んだ姿も修景の範疇として考慮されるべきであろう。

「修景」の検討と基準のあり方 しかし、実際の修景は、歴史的な景観を継承することを目的とするところから^(注10)、修景の対象となる建物は周辺の伝統的な家並との一体感が求められる。

これまで調査した各地のどの地区においても、修景のあり方や方向性を示す基準の項目として、壁面線、軒高、勾配を家並に合わせる事が真っ先に掲げられており、この点は文化遺産としてまち並みを保存するうえで不可欠な要素であることが納得できる^(注11)。

桐生の場合も伝統的な家並の構成は異なることなく、それら

家並の外郭線を保つことは、歴史的な景観を継承するための重要な要素と位置づけられよう。この点は修景の基準の根幹を成す項目として堅持したい。

それ以外の事項については、これまで紹介してきたとおり、それぞれの要素において多様な姿をみせる桐生においては、実際に表通りの一部で修理と修景の検討を試みた結果をみるように^(補図参照)、修景の対象となる個々の物件には、それぞれ大きく異なる検討要素が認められる。あきらかに個別対応の必要性が見取れる。

また、すでに地区の各所で建て替えが進み、現代建築がかなりの軒数に及んでいる。その多くが通りから駐車スペース分を設けて後退させ、二階建ての立ちも高く、根本的に外観形状が異なる。これらを「歴史的景観」に整えるとして、もし伝統建築に近似させるような手法で外観正面を次々と修景したとすれば、かなりの割合を修景で補った「歴史的な景観」が出現する。それがこの地区を文化遺産として未来に伝える手法としてふさわしいかどうかは、十分に検討する必要がある。

一律もしくはいくつかの類型を生みやすい表現は避け、対象となる建物や空地のもつ状況と周辺の家並などの環境に応じた個別の対応ができる手法が採れないであろうか。それが一貫した方針のもとに十分な個別対応となるためには、ほぼ地区すべてにわたって想定される検討項目をあらかじめ挙げ、来るべき修景への対応に備えて考えられる対処方法の研究を進めておく必要がある。

一方、修景の対象として扱われる物件のうち、空地への新築や建替えについては、各地区の修景において、外観をかつての姿に復元する例をみることもある。地区全体の保存の方針として整備する過去の年代幅を設定したうえで、その土地の歴史性に基づいたものであることを前提に、その敷地固有のかつての姿を再現するものである。

多様な建造物で成り立ち、建築の年代による体系化が困難な

状況にある桐生の場合にあてはめて考えると、この手法の採用にもまだ検討の余地がある。かつての姿を再現させることが、単に景観を整えるというだけでなく、特徴的に現在の多様な姿に形成されてきた文化遺産としての景観に寄与し得るかどうか、また、過去に存在した建築を再現して現代の家並に加えることが、正しく歴史を理解する存在になりうるかどうかである。そして、仮にふさわしいとした場合、誤解を与えることのない正しい確かな姿に復されるかどうかとも考慮に入れなければならない。復原の意味や効果を十分に検討する必要があると思われる、この件も個別の検討事項にふくめたい。

なお、個別検討とした場合、細部に至る指針が示されない状況のなかで、「修景」の成果をより充実したものにするためには、関係者のあいだで十分な話し合いや活発な検討をおこなうことが不可欠となる。その流れを円滑に進めるためには、委員会などによる第三者からなる組織的な運営が望まれる。委員会組織を有効に機能させて名実ともに役割を果たすためには、さまざまな点で委員会の充実をはかることが重要となる^(注12)。

5 今年度の成果の概要：各地区の調査と事例研究

各地の伝建地区で策定された保存・整備の方針と手法を示した資料を、各々ひと揃えに順次目を通すと、「修景」に関する基準が設けられるまでには段階のあることが理解される。その地区全体の「保存計画」が策定され、それにもとづいて設けられた「修理基準」にしたがって伝統建築の「修理」などの保存措置がとられる。それを受け伝統建築以外の建物をどう扱うかが考えられ、それが「修景基準」などとして示される。「修景」は、それぞれのまちの保存に至る背景を知ることによってはじめて検討が可能となる。

各地の伝建地区をみると、「修理基準」「修景基準」などは、ほぼ統一された書式に共通の項目を対象にして記載されていることが多い。それゆえに記述の内容と表現は各地区によって考え方、方針、手法などが微妙に異なって現われ、比較検討にはきわめて有効となる。各々が各地区の特色を活かした文化遺産の保存をめざしていることが見て取れる。

なお、普段は見えにくく表には現れにくいのが、行政の対応にもさまざまな取り組み方のあることが、聞き取り調査と修景された実地の観察を照合することにより理解できる。それが事業の流れのうえで「運用」というかたちで現われ、修理や修景に大きく影響を及ぼすことになる。行政の対応、ひいては担当者の取り組み姿勢が大きく事業に反映されるものであることがわかる。

今後は、現在その数が91地区となった各伝建地区の保存に関する資料をさらに収集する。それらの中から本研究にふさわしい地区を抽出し、引き続き現地を訪ねて調査をおこなう。それらの成果をもとに、各地の実態を比較しつつ検証するとともに、我が国の伝建地区における「修景」に焦点を絞り、たどったその歩みを明らかにしたい。

今回、事例研究としておこなった桐生市本町一・二丁目の「修景」に関する検討は、先に述べた各地の例から学んだこととして、とくに重層的な構成を見せる同地区の特性をよく考慮することが重要であると考え。多様な姿で豊かな表情を見せるまちは、いかに多様さを保つかに配慮がなされるべきであると考え。

この桐生の地区については、今後も新たな研究成果を加えて検討を続けていきたい。

脚注

- (注1) 研究代表者は齋藤英俊(京都女子大学教授)。平成22年4月に採択。近年、歴史的な町並みはその発展の歴史が重層的に保たれた文化遺産であるとの認識にもとづき、「修景」の理念を考察し、手法を研究して指針案を示そうとするもの。稲葉信子(筑波大学教授)、宗田好史(京都府立大学准教授)、上北恭史(筑波大学准教授)、鳥海基樹(首都大学東京准教授)などが研究分担者として参加。
- (注2) 冊子『伝統的建造物群保存地区 歴史の町並み 平成22年度版』(全国伝統的建造物群保存地区協議会)の「伝統的建造物群保存地区の町並み保存の概要」の「2 伝建地区の保存の取り組み」の項に「修景」が定義されている。修景は各伝建地区の「保存計画に定められた基準にしたがって」と記されており、同冊子の各年度版には、全国各地で実施された前年度の修景の代表的な一例が修景前・後の写真で示されており、具体的な状況を知ることができる。
- (注3) 齋藤英俊「歴史地区における修景の理念と方法―日独の事例を比較して―」平成8、9年度文部科学省科学研究費補助国際学術研究「建造物保存の理念および手法に関する研究(代表・松本修自)」p.121～139/ドイツの都市の事例から、伝統建築の引用によらない新たなデザインによる修景例などを紹介し、「修景の評価基準の提案をおこなっている」。
- 角田真弓「地方都市・桐生の重層的都市の構造の把握と保存的再開手法の提案」平成19年度ユニオン造形財団調査助成研究/近世以降、絹織物産業を中心として発展した桐生市を題材に、従来おこなわれてきた、年代・建築類型の限定されてきた個別調査ではなく、重層的構造をもつ都市の発達を視点に建築の再評価を行なうものであった。一例として、桐生を特徴付ける要素のひとつである路地を対象に、路地、庭、建物を含めて調査した。
- 地域再生と観光戦略プロジェクトシンポジウム報告「建築遺産を都市の中でどのように保存し活用するか」筑波大学大学院世界文化遺産学専攻、平成21年/国土交通省、文化庁の施策の解説、先進的なまちづくりを進める川崎市と金沢市の取り組みの紹介とともに、桐生本町一・二丁目について、その特徴である多様性をどのように活かすべきかが、従来の伝建地区の保存整備の手法に照らし合わせて議論された。
- 宮本雅明「伝建地区における修理と修景」『月刊文化財559号』p24～27/新たな取り組みとして、多様な修景のあり方を模索する必要があるとし、建築の年代や時期の多様性を確保することで歴史特性を伝えていくことが肝要としている。
- (注4) 初期の伝建地区選定は、白川村荻地区(集落)、高山市三町(都市)、南木曾町妻籠地区(宿場町)などに見るように、伝統建築の存在率がきわめて高い地区であった。近年は、木曾平沢、高岡市山町筋など、必ずしも伝統建築で家並が占められているわけではないが、地割りなどがよく残って重層的に景観が保たれた地区もその対象となっている。それらには、こんにちにも活発に生産活動を継続する地域として街区を形成している地区もある。
- (注5) 地区の概要については後述。同地区は伝建地区選定をめぐって平成7年に町並み調査、さらに平成19年に再調査がおこなわれ、現在は住民の合意のもとに桐生市において具体的な準備が進められている(桐生市伝建推進室の情報による)。
- (注6) 『桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区 伝統的建造物群保存対策調査報告書』の第2章第1節の「2. 桐生新町と織物産業」に記載、平成21年、桐生市
- (注7) 『桐生市天神町一丁目、本町一・二丁目地区 伝統的建造物群保存対策調査報告書』の第3章第1節の「2. 建築類型」に記述、平成21年、桐生市
- (注8) 本町通りの家並が写る古写真(桐生市伝建推進室収集、大正から昭和初期の撮影)によると、一・二丁目付近は家並の中に機屋や大店が屋敷を構えた状態が見受けられ、三丁目から先の、ほぼ一律規模の商店(町家)が軒を連ねる状態とは異なっていることが見て取れる。
- (注9) 一般的に、「修景」を扱った基準は、特定の事例に近似する意匠とするようには示していない。しかし、基準に記載される事項は地区内の事例から得た情報であり、多くの場合、それを理解しやすくするために図示する傾向がある。結局は部分やプロポーショナル事例に倣うことが、修景の設計を進めるうえで手っ取り早いということがあり、地区内の伝統建築に近似した新築建物が家並を連ねる結果を生み出すことがある。
- (注10) (注2)と同じ。「周囲の伝統的建造物と調和するように工事が進められ、これを「修景」といいます」と、景観の整備を目的としていることがわかる。
- (注11) 金沢市東山ひがし：外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物に揃える。/塩尻市木曾平沢「外壁の位置を隣家と揃え、壁面の連続性を確保する。/川崎市川越「道路に面する壁面の位置は、周囲に合わせる。/香取市佐原「とくに道路側の壁面は、伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。」とある。
- (注12) 「川越町並み委員会」を例に挙げる。同会は昭和62年(1987)に川越一番街商店街の下部組織として発足。まちづくりの原則集ともいえる「町づくり規範」を策定し、それにしたい町並みにおける改装・改築を、行政にはかる前段階で独自にアドバイスしている。商店経営者や住民、建築家、まちづくりの専門家、学識経験者、埼玉県及び川越市の職員などが参加し、市民としての自覚を持って、まちづくりを自から実践している例である。近年、商店街から独立して運営を始めた。